

平成 31 年 1 月 10 日  
薬学生実務実習受入委員会

お知らせ

「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要綱の一部改正について」

標記実施要綱の一部が改正され、平成 31 年 1 月 1 日から適用されておりますのでお知らせします。  
主な内容は更新要件についてです。アドバンスワークショップ（以下「AWS」）の修了が更新要件として認められました。秋田県で過去 2 回開催した AWS（平成 29 年 2 月 5 日／平成 29 年 6 月 25 日）は、この更新要件に該当するものです。

なお、詳細については必ず日本薬剤師研修センターホームページ：「認定実務実習指導薬剤師認定制度」でご確認くださいませようようお願い申し上げます。

◆ 更新申請者に関して **[実施要領 11. (1)更新の条件を参照]**

- 1) 日本薬剤師研修センター発行の更新講習「講座④」、又は旧の更新講座「講座カ」)の受講証に有効期間が定められたこと。
- 2) 薬学教育協議会の各地区調整機構が実施する AWS を修了した者は、日本薬剤師研修センターの実施する更新講習「講座④」（内容は「講座②」と同じ）を受講したものとみなすこと。更新申請に当たっては、各地区調整機構委員長が発行する AWS の修了証（正本）をもって更新講習の受講証に代えることができること。
- 3) AWS にタスクフォースとして参加した認定実務実習指導薬剤師が更新申請を行う場合は、各地区調整機構委員長が別途に発行する AWS の修了証（正本）をもって更新講習「講座④」の受講証に代えることができること。
- 4) 受講証又は修了証の有効期間

**[実施要領附則(平成 30 年 12 月 10 日改正) (3)を参照]**

- ① 1) の更新講習の受講日が平成 30 年 4 月 1 日以降の受講証、又は 2) の AWS の研修修了日が平成 31 年 1 月 1 日以降の修了証について  
→ 研修受講日、又は研修修了日から 3 年間
- ② 1) の更新講習の受講日、又は 2) の AWS の研修修了日が平成 28 年 4 月 1 日より平成 30 年 12 月 31 日までのものについて  
→ 平成 31 年 1 月 1 日から 3 年間
- ③ 更新講習「講座カ」の受講証について  
→ 平成 32 年 3 月 31 日まで

**[実施要領附則(平成 30 年 3 月 1 日改正) (5)を参照]**